

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保・充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数を確保し、全ての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障する重要な制度であります。義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から国庫負担割合が2分の1から3分の1に縮減されています。また、国が一括交付金化に言及するなど、多くの市町村が深刻な財政難に陥っている中で義務教育費の確保が困難になり、教育水準の地域間格差が生じることが懸念されます。

さらに、低所得者層の増大により就学援助受給世帯が増加しているため、扶助制度や奨学金制度を充実させるほか、児童生徒の良好な学習の場であり、災害時に地域住民の避難場所となる学校施設の安全性を確保する観点から、校舎等の耐震化なども喫緊の課題となっています。

よって、国におかれましては、子供たちの教育水準を保障するために不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教育予算を確保・充実するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月27日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣